

議長・副議長の立候補制 協議資料

1 平成 24 年 12 月定例会 議長・副議長選挙の経過

◎議長選挙

[12 月 4 日]

○議長の辞職を受け、各派代表者会議において、議長選挙の方法等について協議。

立候補者が議場で所信を述べた後に投票を行うこととし、方法については以下のとおり決定。(午後 1 時 27 分)

- ・立候補の申出は、午後 5 時までに副議長へ行う。
- ・立候補者が複数の場合はくじ引きで順番を決める。
- ・所信表明の時間は 30 分以内とする。

○午後 5 時 立候補の申出を締め切ったところ、立候補は 1 名であった。

[12 月 5 日]

○午前 10 時 30 分 本会議を再開

- ・「伊勢市議会議長の選挙について」を議題とする。
- ・議長立候補者の所信表明を行うこととし、発言の申し出が許可される。
- ・所信表明
- ・議長選挙を実施し、新議長を選出

◎副議長選挙

[12 月 5 日]

○副議長の辞職を受け、各派代表者会議において、副議長選挙の方法等について協議。

議長選挙と同じ方法で行うこと、立候補の申出は、午後 2 時までに議長へ行うことを決定。(午後 1 時 26 分)

○午後 2 時 立候補の申出を締め切ったところ、立候補は 1 名であった。

○午後 2 時 30 分 本会議を再開、所信表明の後、副議長選挙を実施、新副議長を選出。

2 議長・副議長の立候補制についての検討事項等

(1) 立候補の申し出について

① 立候補の申し出方法について

- ・口頭による申し出とする
- ・書面による申し出とする

② 立候補の申出期限について

ア 改選後、最初の議長・副議長選挙の場合

- ・選挙の日の前日の〇〇時までとする。
- ・「選挙について」を議題としてから〇〇時間後までとする。

イ 前職の辞職による場合

- ・辞職の議決後、〇〇時間後までとする。

(2) 所信表明について

① 所信表明を行う会議

- ・本会議で行う
- ・全員協議会で行う
- ・その他（「所信表明会」等）の場で行う

＊全員協議会、その他の場で行う場合、議会中継（アイティビー）をどうするのか

② 所信表明の発言時間

- ・〇〇分以内とする。

③ 発言順序

- ・くじ引きによる
- ・立候補の申し出順による

④ 所信表明に対する質疑について

- ・実施するかどうか